

Title	東海地域における近世初期社会の基礎構造
Author(s)	本多, 隆成
Citation	
Issue Date	
oaire:version	
URL	https://hdl.handle.net/11094/36580
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

【2】

氏名・(本籍)	ほん 本	た 多	たか 隆	しげ 成
学位の種類	文	学	博	士
学位記番号	第	8431	号	
学位授与の日付	平成元年1月11日			
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当			
学位論文題目	東海地域における近世初期社会の基礎構造			
論文審査委員	(主査)			
	教授	脇田	修	
	(副査)			
	教授	黒田	俊雄	教授 都出比呂志

論文内容の要旨

16世紀・17世紀初期は、いわゆる中世から近世への転換期として日本歴史の重要な画期となっており、それだけに研究史の上でも活発な論争がなされている時期である。本論文は、近世統一権力の発祥の地となった東海地域を焦点にすえて、検地による土地所有制度の整備や貢租体系の確立など、その基礎構造を明らかにするとともに、近世社会成立への動きを実証的に追求しようとしたものであり、6章・750枚(400字)の労作である。

まず序章では、研究史の整理をおこない、1950年代におこなわれた太閤検地論争をふりかえりつつ、さまざまな見解がたたかわされて研究の進展をもたらしたものの、一方では中世史と近世史との「断絶」をうみだしたとする。70年代に入って、この「断絶」状況を克服しようとする試みがなされたが、なお十分つめた議論がなされないまま、現在にいたっている。それゆえ、本論文では転換期の状況を実証的に明らかにすることによって、近世成立史における研究の「断絶」を克服したいとしている。さらに徳川氏の権力形成の基盤となった三河・遠江・駿河の東海地域は、その重要性にもかかわらず、あまり研究が進んでいないとして、空白をうめることの必要性を述べる。ついで本論文では、主として検地や貢租関係を中心として土地所有制などの基礎構造をとりあげることによって、当該社会の基本である領主・農民関係を明らかにしたいとする。そして、この地域では16世紀初頭以降の戦国期、1569年(永禄12)今川滅亡後の初期徳川氏の時代、1590年(天正18)徳川氏関東移封後の豊臣系大名の統治時代、そして関が原合戦後の徳川氏の4期を経過しているとし、そのそれぞれの時期について分析をするとともに、一貫した追求をおこなうことによって、中世から近世への転換を統一的に把握しようのではないかとしている。

第一章では、戦国期の在地構造として、まず15世紀の在地の動向を南禅寺領遠江国初倉庄をとりあげ、本田の2倍にも及ぶ新田開発がなされたとする説を退け、開発の実態や農民の階層構成などを明らかにした。ついで三河国ではかなり広範に剰余が成立しており、それが加地子得分として売買・譲渡されていること、荘園の本年貢の大半が、在地諸勢力の掌握するところであり、それもまた売買・寄進の対象となっていて、荘園の実態は失われていると述べる。ここでは公方年貢・色成年貢とよばれる年貢の内容についても検討している。そして在地では、地頭・代官・政所の在地領主層、公文・名主の有力農民と、御百姓といわれる一般農民がいることを明らかにした。

戦国大名今川氏の下では、16世紀初頭に名本制度が形骸化していて、もっともよく存続していた伊勢神宮領でも、年貢は今川氏の「御城」へ納入されて、その蔵入分と同様の扱いをうけていること、その上で神宮へ納入されていることを指摘する。また本年貢を上回る加地子得分が成立していて、これを「内徳」というが、検地のさいに今川氏が「内徳」まで把握したか否かが、戦国大名か近世大名かの性格を示す指標として論争となっている。これについても史料を綿密に検討して、部分的にせよ把握しているという慎重な結論をだしている。また検地は紛争や隠田摘発のための局地的な検地と郷から郡規模の広域検地の存在することを指摘した。さらに今川氏は地頭である給人とともに、軍役衆である百姓に給恩を与えて把握したのは、彼らの家臣団の末端に組織しようとする知行制の二重構造とみるべきであると述べている。

第二章では、初期徳川氏の検地をとりあげている。とくに1589年(天正17)徳川氏領国でおこなわれた三河・遠江・駿河・甲斐・信濃の五カ国総検地を分析する。まず、検地帳とその直後にだされた七カ条の定書の残存状況から、実施範囲を確定し、徳川氏が翌年に関東移封されて、わずか1年の実施期間であったため、北部山間地帯ではおこなわれなかったものの、徳川氏は全領域の把握を意図していたこと、従来、否定的であった信濃の検地も実施されたことを明らかにする。そのさい伊奈熊蔵を検地総奉行、徳川氏直臣が奉行となったが、一部には給人がおこなった例もあるとしている。検地は、郷または村を単位におこなっており、旧説のように給人別におこなったものではないこと、この内容は、1反・360歩や大・半・小の小割などの旧制をとるが、また土地1筆毎の種別・品位・地積も明らかにした。名請人は5反以下の零細な持高の者が多く、分付記載もみられるが、分付主と分付百姓との間は形式的で、特別の隷属関係はみられない。この検地高を基準として給人の知行割をおこない、軍役を掛けたが、このとき従来収取していた高に対する「五十分の一」役を免除し、検地による出目分は収公した。なお井伊谷の例でもわかるように、給人層は経営から全く遊離していて、兵農分離が確実に進んでいるとしている。ついで百姓にも検地高により年貢を掛け、また棟別銭や1反につき1斗の夫米と他に夫役を取っているが、ここでは高の3%を百姓屋敷分の免除高として与えていた。さらに従来は貫高を基本としつつも、貫高とともに俵高・石高の表示も用いられていたが、これ以後は粃米による俵高に統一された。これは中世の年貢高ではなく、石盛に「定半成」として50%の年貢をとっているように、基準的な高に年貢率を課すもので、大閤検地の石高制に近いといえるが、ただ石盛が一定せず、なかにはごく低率のものがあり、また1俵に2斗俵と3斗俵の2種があり、枡も下方枡の他に数種の枡がおこなわれているなど、相違点も多い。それでは豊臣政権下の検地であるのに、なぜ石高制を採用しなかったのかとい

うことが問題となるが、徳川氏が独自性を維持しようとしたためではないか、とみている。事実、豊臣政権は徳川領内に蔵入地を設定していないように、一定の地位を認めていたから、このような措置をとりにえたのではないかと考えている。しかし従来の通り貫高制を維持することはむずかしく、石高制に近い俵高制としたものではないかとしている。かくして徳川氏五カ国総検地は、近世石高制に近いこと、農民把握の進展や兵農分離の状況からみて、戦国大名検地の域は超えているが、豊臣氏の太閤検地とは異なるものであり、いわば初期徳川氏の独自の性格があらわれているものとした。

第三章では、徳川氏が関東に移封されたのち、東海地域に配置された豊臣系の山内・中村・堀尾ら8大名の領内における検地帳62冊を分析している。豊臣氏は徳川氏の押さえとして、信頼しうる大名をおいたから、これらの大名による検地は、1反・300歩制や畝の小割の採用、1筆ごとの分米記載など太閤検地の原則がほぼ貫徹しており、これによって遠江北部山間など一部の地域を残して、この地域は基本的に石高制に移行し、近世の村高が確定した。検地にあたっては各大名の重臣が実施の責任者となっているが、とくに駿河の中村一氏の検地で横田村詮の発布した村詮法度は、近世的な地方支配の方針を定めたものと評価している。豊臣系大名は、1599年（慶長4）にも検地をおこなっているが、翌年の関が原合戦後にすべて他国へ移封された。したがって、わずかに10年の在任であるが、しかし近世の土地所有制度の確立において果たした意義は大きいとする。

第四章では、幕藩制成立期の検地として、1604年（慶長9）の総検地をとりあげている。これは徳川幕藩体制の確立期の検地として重要なものであるが、これまた、ほとんど研究がなされていなかった。筆者はこれについて遠江総検地を中心に60か村の史料を分析して、この全容に迫っている。まず実施にあたっては、幕領は伊奈忠次を総奉行として、検地役人を4人に1組にして、遠江各地を調査し、私領は藩が責任をもって検地をおこなっており、横須賀藩など空白はあるものの、ほぼ遠江全域に及んでいくとする。内容は太閤検地をうけつぎ、耕地把握や名請人の確定をより厳密におこなったが、分付記載が復活している。ただし、この場合も1人の分付百姓が複数の分付主に属している例も多いことから、それは請作関係であり、必ずしも特定の隷属関係を示していないとする。この検地によって、戦国期以来の開発の成果は吸収され、村切・分村がおこなわれて近世村落が成立した。ただ田地の多い南遠地域では石高制であるが、畑地の多い北遠地域では金納を原則とする永高制がとられている。これは今川氏の畑方金納以来の慣行が残ったものではないかとしている。

終章では、各章の結論をまとめつつ、東海地域における近世社会成立の画期を求めているが、土地所有制などの基礎構造の側面からみて徳川氏五カ国総検地がそれにあたると述べている。

論文の審査結果の要旨

本論文は、近世社会の確立者であった徳川氏の基盤である三河・遠江・駿河の東海地域における近世的土地所有の成立過程を実証的に追求したものである。従来、戦国大名今川氏についての研究は進んでいるが、初期徳川氏を含む近世初頭の研究はあまりおこなわれていなかった。筆者が、戦国期から近世

初期にいたる過程を一貫して追求したことによって、近世封建社会の基礎となる土地所有制度や領主と農民の基本的な関係が、どのような過程を経て東海地域で成立したかが明らかとなった。これは本論文のもっとも大きな貢献である。そのなかで筆者は戦国大名今川氏などをとりあげた第一章に代表されるように、既往の研究を綿密に検討し、丹念な実証をおこなうことで、随所に新たな知見を加えている。初倉庄における開発状況の過大評価を訂正したことや、色成年貢の内容確定、今川氏検地における「内徳」把握の実態評価などは、それにあたるが、いずれも地味ではあるが基礎事実の確認として重要な意味をもっている。つぎに第二章から第四章の分析は、本論文の中心であり、膨大な新史料の発掘によって、初期徳川氏の五カ国総検地・豊臣系大名による太閤検地・徳川初期検地のそれぞれの内容について明らかにしている。たとえば徳川氏五カ国総検地の性格は、それが豊臣政権期であるため、いわゆる太閤検地の原則によっておこなわれていると理解されてきたが、それが旧制を色濃く残していることを明らかにした。このような事例は毛利氏の検地などにもみられるが、豊臣政権が直接に検地を実施した場合と、大名検地の場合では相違があることは重要であり、豊臣政権の権力集中の内容についても検討すべき問題を提起していると考えられる。また従来、全く空白であった豊臣系大名の検地の実態を明らかにし、東海地域において太閤検地が実施されて近世石高制が成立したことを論証していることは、学界に裨益するところが大きい。さらに徳川初期検地の内容についても、もっとも史料の豊富な遠江をとりあげて、ほぼ全容を明らかにした。この検地では分付記載が復活しているが、この分付主と分付百姓の関係は、いわゆる「散りがかり」的な請作関係であって、一般に考えられる隷属関係ではないことを論じているのも、重要な指摘であった。このように本論文は、近世統一権力発祥の地である東海地域の土地所有関係を中心に分析して、はじめてその全容を明らかにしたものも多く、近世社会成立史に大きな寄与をしたものといえる。とくに、これらの研究は、筆者が15年以上の年月をかけて膨大な史料蒐集をおこなった成果であり、たとえば60冊余にのぼる検地帳の分析をみても、その一端をうかがうことができるが、この実証的成果は他の追随を許さないものである。その意味で、本論文が近世成立史における基礎的文献となることは確かであろう。しかし、この長所は短所ともなる。これらの実証的成果をふまえて、近世社会成立論に新たな展開をもたらすような積極的な立論がなされても良かったと思われるし、また検地や貢納関係に焦点を絞ったため、当該地域の土地関係などの変化は明らかとなったものの、地域社会全般についての展望を弱める結果となったのは残念である。もちろん、これらの点は望蜀というべきものであり、本論文の価値を損ねるものではない。

以上、述べたように、本論文は卓越した内容を持ち、文学博士の学位を授与するに十分な価値を有するものと認定する。